

定められた命令等及び根拠法令条項の一覧表

	定められた命令等の題名	根拠法令条項
(1)	4. 9GHz 帯における第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件	電波法第 27 条の 12 第 1 項
(2)	総務大臣が別に告示する特定基地局の開設計画の認定の有効期間を定める件	電波法施行規則第 9 条の 2